

# 日本は「良心的軍事拒否国家」をめざすべき

山村 雅治

## 自衛隊は9条に背く違憲の軍隊だ

2014年7月1日、安倍政権がなりふり構わず押し進めてきた「集団的自衛権」の行使を容認する閣議決定がなされた。戦後のどの政権も、けっしてこれはやらなかった。この閣議決定は、「日本国憲法」で宣言された戦争放棄を踏みにじり、日本を再び戦争へと駆り立てるものだ。第二次大戦で日本は敗戦国になり、以後の日本の進むべき道を日本みずから世界に示した指針が「日本国憲法」だった。

『第二章 戦争の放棄 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』  
 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』

この条文を根こそぎ破壊しようとする手法は、やはりナチスの「全権委任法」のときのやり方に似ていると言わざるを得ない。しかしヒトラーは憲法を超える「全権委任法」を

議会で可決成立させる合法的な手段をとった。安倍政権は姑息というより、無法あるいは非道である。「閣議決定」がいきなり憲法を超えてしまった。

安倍首相はこの決定を、平和国家を守る「抑止力」になると発言した。けっしてそうはならない。明治政府はロシアを敵国と定めイギリスと同盟を結んだが、日露戦争が起こった。昭和の日独伊三国同盟も戦争を抑止するどころか、かえって戦争の範囲を拡大するものどろかなかつた。現在の日米軍事同盟の姿がどこで何をもたらすかは、予想するだにおそろしい。

そして、海外派兵への「武力行使の新三要件」とは何か。これがざるのよな抜け道だ。  
 (1) 日本への武力攻撃や密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある  
 (2) 日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない  
 (3) 必要最小限度の実力行使にとどまる。

「閣議決定」は「従来の政府見解における基本的な論理の枠内で導いた論理的帰

結」というが、そこにはいかなる論理もない。1972年の政府見解でも「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」とし、それが憲法九条から導き出される「論理的帰結」であり、他の解釈はあり得ない。「他に適当な手段がない」とは随分と無責任だ。外交努力に徹して、海外派兵することなく生きてきた日本そのものを侮辱している。「必要最小限度の実力行使」は詭弁であるというも愚かだろう。戦闘の現場においては「必要最小限度」を誰も測れない。「殺し、焼き、奪い」尽くさねば戦争は終わらない。

もともと自衛隊は憲法九条に背く違憲の軍隊だ。戦後このかた、それでも他国の人を殺さなかつたし、外地で戦死しなかつた。憲法九条が立ちほだかつていたからだったが、いまや歯止めは外された。日本は軍事同盟国アメリカとともに戦うために、それが「新三要件」を満たすとされて派兵する。地域の制限もなくなつていけば、自衛隊員だけでは足りなくなり徴兵制への道もなし崩的に開かれていくだろう。いまだ富国強兵とは、どんな野蛮国だろう。若者たちは職に困り結婚に困り、「産めよ増やせよ」どころではないというのに。

## 丸腰を決めた平和憲法

多くの若者たちにとって、日本に生きることに一切の希望はない。どう見ても明るい未来が見えないからだ。戦中から戦後を生きて

きた当時の若者にとつては、軍国日本から平和国家日本への転換を示す「日本国憲法」は希望の光だった。すべてが焼けて失われてももう二度と戦争はないのだ。だからお金がなくても安心して子供を産めた。兵隊にとられない、という解放感はその時代、かつて日本人が味わったことがなかったものだ。

「巻き込まれつつ、巻き返せ」と小田実は言った。どんなに苦しい状況になっても市民として政権を巻き返すやりかたはある、ということだ。すでに内閣支持率は10パーセント下落した。自民党支持者でさえも今回の「閣議決定」に反対するひとたちがいるのは当然のことだ。7月1日当日に国会を取り巻いた人の数も万の桁に達していた。また、個別の立法は来春にまわされるといふ。その一件ごとに正しい「論理的帰結」を突き付けていく。それらに加えて、あるべきこれからの日本の姿を明確に提示していくことだ。

小田実は「日米安保条約」という軍事条約を棄て「日米平和条約を」と提案している。また、「集団的自衛権」よりも「集団的平和権」を、と叫んでいる。

「ミリタリーなものが中心になるグローバルゼーションに対抗して、非軍事的世界をつくるのにいちばん貢献できるのは、平和憲法をもっているわれわれだと思う。日本は丸腰であるべきです。日本の平和憲法は丸腰であることを決めた。だから誰とでも会える。日本は『良心的兵役拒否』に倣って、『良心的

軍事拒否国家』として生きると、私は主張している。教育だけではなく、すべての分野で『良心的軍事拒否国家』をつくることを大きな目標にして、文化と平和の芽をじっくり育てていくべきです。それから『集団的自衛権』を『集団的平和権』に転換していく」。(ここで跳べ)慶應義塾大学出版会2003年刊より抄録。

小田実は2002年6月18日に「(日本は)良心的軍事拒否国家をめざせ」と題して力強い言葉を書いていた。

「日本は『良心的軍事拒否国家』であるべきだと、私は考えている。それが『日本国憲法——平和憲法』の『平和主義』に基づいた国のあり方であり、世界に貢献するやり方である。『平和主義』はただの平和愛好でも『護憲』でもない。『戦争に正義はない』とし、問題、紛争の解決を武力を用いず、『非暴力』に徹して行おうとする理念と実践が『平和主義』だ。私はここで理想や夢を語ろうとしているのではない。現実の事態に即して主張している。ドイツなど西欧民主主義には、戦後このかた『平和主義』の現実の政治の場での実践として、『良心的兵役拒否』が法制度として確立されている。

戦争は戦争を産み、『正義の戦争』は多くがまやかしかつた。そして、兵器の進歩は、『正義の戦争』であろうとなかろうと、途方もない殺戮と破壊を人間にもたらした。戦争をやめないかぎり、世界は破壊する。この歴

史、世界認識が『平和主義』を強固にし、『良心的兵役拒否』を法制度にした。同じ認識で、私は日本の国のあり方を『良心的兵役拒否』の延長線上において、『平和主義』の実践を行う『良心的軍事拒否国家』であるべきだと主張する。日本は、『平和主義』の『平和憲法』をもちながら、『軍事的貢献活動』の『拒否』はしても、国全体の政策としての『平和主義』の実践はなかった。

今、私たち日本の市民がすべきことは、せつち、やみくもに『改憲』を論じ、動くより、あるいはただ『護憲』を叫ぶより、『平和主義』の原点に立ち戻って、いかに日本が『良心的軍事拒否国家』として『市民的貢献活動』の『平和主義』の実践を行い得るかを真摯に考え、論じ、実践することだ。国をあげての難民救済、世界の『反核』の実現、『途上国』の債務の軽減、解消、平和交渉の仲介、実現あるいは個人の『良心的兵役拒否』と組み合わせる若者達の災害救援——なすべきことは山とある。それは世界を助ける。平和に貢献する」。(朝日新聞「論壇」2000年6月18日付より抄録)

ここにしか日本に未来はあり得ないことは自明だろう。

(やまむら・まさはる／「良心的軍事拒否国家日本実現の会」事務局長)